

陳 情 文 書 表

令和2年3月10日第1回（定例）町議会

陳 情 番 号	受 理		陳 情 者 住 所 氏 名	件 名	陳 情 の 要 旨	審 査		
	月	日				結 果	月	日
6	2	21	清水町旭山 82 十勝勤医協友の会 清水友の会 代表 田中 けい子	「日本政府に核兵器禁止条約の参 加・調印・批准を求める意見書」 の提出を求める陳情	別紙のとおり			

「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の
提出を求める陳情

2020年2月21日

清水町議会議長 加来良明 様

清水町旭山82

十勝勤医協友の会 清水友の会

代表 田中 けい子

陳情の趣旨

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、核兵器に「悪の烙印」を押ししました。核兵器は歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条例への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり要望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2018年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の81カ国、批准国は35カ国に広がっています。

よって、貴議会において、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」を関係機関に提出していただきたく陳情いたします。

